

③ 免除等制度の周知徹底

ア 公共職業安定所との連携により、失業者に対する雇用保険受給者説明会等の機会を活用して、失業による免除制度に関する周知に努めた。

イ 市町村からの所得情報を活用し、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知並びに申請手続の勧奨に努めた。

④ 保険料納付意識の徹底

ア 所得税法の改正により、平成 17 年分の所得から、社会保険料控除の申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付が義務化されたことに伴い、11 月に「社会保険料控除証明書」を発行し、保険料納付意識の徹底を図った。

イ 保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者を 172, 440 人選定し、最終催告状を発行した。

このうち、納付に応じない 36, 398 人に督促状を発行し、2, 697 人に対して差押えを執行した。(平成 18 年 3 月末現在)

⑤ 民間事業者の活用

17 年 10 月より、5 箇所社会保険事務所を対象として、保険料収納業務を市場化テストモデル事業として開始した。なお、平成 18 年度は新たに 7 月より 30 箇所の社会保険事務所を加えて実施することとしており、今後、実施状況を見ながら更に拡大していくこととしている。

⑥ 年金広報及び年金教育の推進

ア 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説した「総合パンフレット」や、多様な関心事項に的確に対応する「目的別チラシ」を作成し全国展開したほか、年金週間を中心とした広報を実施した。

イ 年金教育をさらに推進するため、学校関係者との年金教育推進協議会を全ての社会保険事務局に設置し、中学・高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを実施した。

(年金セミナーの実施状況)

	16年度	17年度	対前年度比
教員対象のセミナー	9,189校(全学校の55.6%)	12,095校(全学校の73.5%)	17.9%増
生徒対象のセミナー	3,616校(全学校の21.9%)	4,722校(全学校の28.7%)	6.8%増

⑦ 保険料収納率の状況

これらの対策を行った結果、平成17年度の国民年金保険料の現年度分納付率は67.1%となり、対前年度比3.5ポイントの改善と、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残した。

なお、平成17年度の目標納付率(69.5%)は達成できなかったものの、17年度の単年度の目標改善幅(対前年度比3.8ポイント増)に0.3ポイント差まで近づく結果となった。

このような中、免除等に係る不適正事案の発生という事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深甚なる反省の下、再発防止に徹底して取り組んでいくこととしているが、

①負担能力のある未納者には、強制徴収も含めた強力な納付督促を行う一方、

②将来の年金権確保のため、免除等基準に該当する未納者には免除等の申請勧奨を行う等の業務の基本方針は堅持すべきであり、改めて現場職員の志気を高めつつ、なお一層の収納対策に強力に取り組んでいくこととしている。

平成17年度に達成すべき目標	2. 保険料等収納事務に関する事項
	(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
免除者数 (各年度末現在)	法定免除	人	989,555	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166
	申請全額免除	人	2,769,809	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879
	申請半額免除	人	—	343,953	378,447	414,310	532,984
	合計	人	3,759,364	2,808,646	3,090,354	3,268,948	3,815,029
学生納付特例者数（各年度末現在）		人	1,475,867	1,537,406	1,675,788	1,727,564	1,760,373
若年者納付猶予者数（年度末現在）		人	—	—	—	—	340,525
追納件数（各年度末現在）		件	325,492	310,616	405,600	565,125	580,160

※17年度については、不適正な事務処理に係る訂正後の実績である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。</p>	<p>①免除等制度の充実</p> <p>平成17年度においては、新たに以下のような制度の充実が図られ、その利用促進に努めた。</p> <p>ア 平成17年4月から、若年者（20歳台の第一号被保険者）について、将来保険料を負担することができるようになった時点で追納することができる若年者納付猶予制度が創設された。</p> <p>イ 平成17年4月から、従来は、申請のあった月の前月からとされていた免除等の承認期間が、社会保険庁長官が定めた期間内であれば遡って承認できることとなった。</p> <p>ウ 更には平成17年7月から、全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けた被保険者について事前に申し出があった場合は、翌年度以降、申請書を提出しなくても所得要件を満たせば免除等の承認が行われる継続免除等の仕組みが設けられた。</p> <p>②免除等制度の周知</p> <p>以下のとおり、免除等制度の周知を行った。</p> <p>ア 広報誌、チラシ、パンフレット、ホームページ等による周知広報に努めた。</p> <p>イ 市町村から提供していただいた未納者の所得情報を活用し、免除基準に該当する未納者に対して、個別にダイレクトメールや電話、戸別訪問により直接的な免除制度の周知とその申請勧奨に努めた。</p> <p>ウ 失業者の特例免除について、公共職業安定所との連携により、雇用保険受給者説明会における免除制度の説明や窓口にパンフレットを備え付けるなどによる周知徹底に努めた。</p> <p>エ 学生納付特例制度については、上記による周知広報のほか、大学生等に対する説明会の開催などにより制度の周知に努めた。</p>

③免除等に係る不適正事務処理

平成 17 年度において、多くの社会保険事務所において、本人からの申請書の提出が無いにもかかわらず免除の承認手続を行ったり、また、電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行った不適正事務処理の事例が発生した。

このうち、本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行った事例については、本人による申請に基づくことを定めた国民年金法に明確に違反することから無効となり、このため、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、既に取り消したものと、事後的に本人の申請書の提出があったものを除き、取消処理を行い、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いした。

また、電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行った事例については、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている国民年金法施行規則第 79 条の手続に違反する不適正処理であることから、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、申請取消の意思が明確となった方を除き、承認を取り消すことはせず、改めて申請書を提出していただくようお願いした。

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>被保険者1人当たりレセプト点検効果額： 政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績（3,747円）を上回る 船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績（9,687円）を上回る</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
医療給付費	政府管掌健康保険	億円	38,502	37,246	34,732	35,640	36,770	—
	船員保険	億円	264	239	219	210	211	—
医療費通知件数	政府管掌健康保険	件	16,661,221	17,357,178	1,377,951	22,170,781	22,335,657	—
	船員保険	件	73,170	74,264	19,863	74,516	65,325	—
レセプト内容点検件数 (過誤調整確定分)	政府管掌健康保険	件	901,381	907,482	904,650	1,083,791	1,222,405	—
	船員保険	件	4,776	4,878	4,882	3,895	4,901	—
被保険者1人当たり レセプト点検効果額	政府管掌健康保険	円	3,819	3,919	3,740	3,747	3,416	前年度を上回る
	船員保険	円	10,842	10,589	11,186	9,687	9,570	前年度を上回る
負傷原因照会件数		件	—	—	373,492	385,117	371,062	—
求償件数	政府管掌健康保険	件	163,667	158,090	167,926	146,672	136,164	—
	船員保険	件	828	784	762	599	619	—
求償決定額	政府管掌健康保険	円	10,276,705,972	10,329,307,810	9,519,098,753	8,068,586,780	7,440,237,334	—
	船員保険	円	73,711,316	72,992,731	72,132,304	62,127,170	45,077,547	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>被保険者1人当たりレセプト点検効果額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績（3,747円）を上回る ・船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績（9,687円）を上回る 	<p>レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」（平成10年6月23日庁保発第11号）に基づき実施してきたが、平成15年の「レセプト情報管理システム」の導入により、平成16年8月4日において同通知の「診療報酬明細書等の点検調査要綱」を改正し、保険医療機関単位に、3か月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検を行うなど、より一層医療費適正化の推進に努めた。</p> <p>①政府管掌健康保険のレセプト点検効果額</p> <p>政府管掌健康保険被保険者1人当たりの点検効果額は、3,416円となり、目標値である前年度の実績（3,747円）を331円下回った。</p> <p>全体の点検効果額が前年度実績を下回った理由を点検項目別に見ると、</p> <p>ア 内容点検調査については、縦覧点検に重点を置くなどの効果により、過誤調整を行った件数が大幅に増え（1,083,791件（16年度）→ 1,222,405件（17年度））、効果額も平成16年度の738円から平成17年度は806円となり68円増加している。</p> <p>イ 一方、資格点検調査については、平成17年度から「旧証によるもの」及び「本人・家族誤り」を保険医療機関への返戻対象から除くこととしたために効果額が平成16年度の2,499円から平成17年度は2,147円に352円減少したものであるが、これらの多くは医療機関に返戻したとしても翌月（翌々月）には「新しい証の番号」等で請求され、最終的な医療費適正化効果がないものであり、この効果額が減ったことは、実質的な意味を持つものではない。</p> <p>ウ また、外傷点検調査については、負傷原因照会を行った結果による業務上による疾病が減少したこと等により、効果額は平成16年度の511円から平成17年度は464円と47円減少している。</p>

②船員保険のレセプト点検効果額

船員保険についても、レセプト情報管理システムは導入されていないものの、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めたが、選定したレセプトに不適切な請求が多く見受けられなかったこと等により、船員保険被保険者 1 人当たりの点検効果額は、9, 570 円となり、目標値の 11, 185 円を 1, 615 円下回った。

③被保険者等に対する周知

被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、年 2 回、概ね全レセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、医療費の額その他、工作中や勤務途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。

※ 平成 18 年 8 月からは、審査支払機関から保険者に送付されているレセプトについて、従来の紙媒体に加え、レセプトの画像と傷病名等の基本情報を収録した電子媒体（DVD）の受け取りを開始した。これにより傷病名等をキーとしたレセプト点検を行うなど、より効果的・効率的なレセプト点検調査の実施を予定している。

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに、迅速な支給に努める。 【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数 傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 埋葬料（費）：3週間以内 家族埋葬料：3週間以内

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
現金給付費	政府管掌健康保険	億円	4,865	4,652	4,894	5,187	5,321
	船員保険	億円	60	55	56	54	54
被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金)	政府管掌健康保険	日	1.51	1.48	1.38	1.37	1.41
	船員保険	日	6.44	6.12	6.26	6.24	6.19

給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (政府管掌健康保険)	傷病手当金	日	—	—	—	—	18.5
		%	—	—	—	—	85.6
	出産手当金	日	—	—	—	—	18.2
		%	—	—	—	—	87.6
	出産育児一時金	日	—	—	—	—	16.6
		%	—	—	—	—	94.2
	家族出産育児一時金	日	—	—	—	—	16.6
		%	—	—	—	—	94.4
	埋葬料(費)	日	—	—	—	—	18.2
		%	—	—	—	—	85.6
	家族埋葬料	日	—	—	—	—	17.5
		%	—	—	—	—	88.3
給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率 (船員保険)	傷病手当金 (業務上・業務外)	日	—	—	—	—	18.8
		%	—	—	—	—	80.3
	出産手当金	日	—	—	—	—	16.8
		%	—	—	—	—	85.7
	出産育児一時金	日	—	—	—	—	13.0
		%	—	—	—	—	100.0
	家族出産育児一時金	日	—	—	—	—	14.8
		%	—	—	—	—	96.6
	葬祭料 (業務上・業務外)	日	—	—	—	—	18.6
		%	—	—	—	—	82.9
	家族葬祭料	日	—	—	—	—	15.3
		%	—	—	—	—	91.1

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに、迅速な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p> <p>傷病手当金：3週間以内</p> <p>出産手当金：3週間以内</p> <p>出産育児一時金：3週間以内</p> <p>家族出産育児一時金：3週間以内</p> <p>埋葬料（費）：3週間以内</p> <p>家族埋葬料：3週間以内</p>	<p>①現金給付の適正化</p> <p>傷病手当金等の現金給付の適正化については、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。</p> <p>また、事業主及び被保険者等にホームページ等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、処理マニュアルや実施要綱などを活用し職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。</p> <p>(注1) 傷病手当金・・・健康保険の被保険者等が病気やけがの療養のため仕事を休み給料を受けられないなど、次の4つの条件を満たした時には、傷病手当金が支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、けがで療養中であること ・ 仕事につけないこと（労務不能） ・ 4日以上仕事を休むこと ・ 給与を受けられないこと <p>(注2) 保険給付審査医師・・・傷病手当金等保険給付に関する医学的事項について審査を行うために委嘱された医師。</p> <p>②サービススタンダード（迅速な支給）</p> <p>平成17年度より、請求書を受け付けてから給付が決定され、支給決定通知書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んだ。</p> <p>達成率については、全般的に80%～100%となっており、サービススタンダードの遵守</p>

が定着してきている。傷病手当金及び出産手当金の達成率が比較的低いことについては、これらの支給決定に当たり、負傷原因、勤務実態及び労務不能の確認など、保険給付の適正化のための調査に時間を要したことが影響している。

なお、この調査に要する期間については、保険給付の適正化の推進を図る観点から、短縮することが必ずしも望ましいとは言えないことから、平成18年度以降の達成率の算出に当たっては、医師の判断に著しく時間を要した事案を除くこととしている。

(家族)埋葬料(費)の達成率が比較的低いことについては、被保険者の資格喪失届等が未提出であり、支給決定できないケースがあることが影響している。この資格喪失届等の未提出等を理由とする遅延件数の割合は、事業主に対する指導の徹底等により、平成17年6月末時点において10%以上あったものが、平成18年3月末時点では1%程度まで減少している。

なお、達成率が低い給付項目については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしている。

具体的には、平成18年6月末までに、達成率が全国平均を下回る事務局・事務所にその要因を分析させ、本庁に報告させたところであり、その後も必要な対策を講ずるよう指導することとしている。

【健康保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	825,045 件	18.5 日	85.6 %
出産手当金	120,482 件	18.2 日	87.6 %
出産育児一時金	122,838 件	16.6 日	94.2 %
家族出産育児一時金	259,862 件	16.6 日	94.4 %
埋葬料(費)	37,488 件	18.2 日	85.6 %
家族埋葬料	83,894 件	17.5 日	88.3 %